平成２８年１１月２５日

食品表示の適正化に向けた取組について

消費者庁は、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末において、食品の表示・広告の適正化を図るため、都道府県等と連携し、食品表示法、景品表示法及び健康増進法の規定に基づき下記の取組を実施することとしましたので、お知らせいたします。

１　基本方針

不適切な食品の表示に対しては、消費者庁が横断的に取締りを行いつつ、地方出先機関を有し、監視業務についてのノウハウを有する農林水産省及び財務省並びに都道府県・保健所等が相互に連携し、食品表示の関係法令の規定に基づき効果的・効率的な取締りの執行体制を確保しているところです。

このような体制の下、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末においては、次のとおり、食品表示の重点事項について、取締り等を行うこととしました。

２　年末一斉取締りの実施について

国及び都道府県等においては、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末において、食中毒などの健康被害の発生を防止するため、従来から食品衛生の監視指導を強化してきたところですが、例年どおり、この時期に合わせ、食品等の表示の信頼性を確保する観点から、食品表示の衛生・保健事項に係る取締りの強化を全国一斉に実施します（別紙）。

（１）実施時期：平成 28 年 12 月 1 日から同月 31 日まで

（２）主な監視指導事項

ア　アレルゲン、期限表示等の衛生・保健事項に関する表示
イ　保健機能食品を含めた健康食品に関する表示
ウ　道の駅や産地直売所、業務用加工食品に関する表示
エ　食品表示基準に基づく表示方法の普及・啓発

３　表示の適正化等に向けた重点的な取組について

国及び都道府県等においては、食品表示の適正化を図るため、従来から食品表示法や景品表示法等に基づく各種通知やガイドライン等により、監視指導を実施してきたところです。今般、生鮮食品の表示が食品表示基準に基づく表示に移行したほか、近年の健康食品や業務用加工食品の不適正表示の実態等を踏まえ、年末一斉取締りに当たっては、改めて、次のとおり監視指導とともに、啓発活動を実施します。

（１）生鮮食品の食品表示基準への移行に係る周知啓発

平成 28 年 10 月１日以降に販売される業務用を除く生鮮食品の表示については、食品表示基準に基づく表示へ移行したことに鑑み、啓発パンフレット（別添１）等を活用し、生鮮食品の栄養成分等の適性表示の周知啓発を図る。

（２）再包装等に係る加工食品の表示に係る周知啓発

店舗で行う、仕入れた商品の解凍、小分け・再包装等の行為については、インストア加工に当たらないため、食品表示基準に基づく表示が義務付けられることに留意をする必要があることに鑑み、啓発パンフレット（別添２）等を活用し、小売店等における適正表示の周知啓発を図る。

（３）健康食品の表示の適正化

近年、国民の健康志向の高まりから、健康食品が広く普及する中、健康の保持増進の効果等が必ずしも実証されていないにもかかわらず、当該効果等を期待させるような虚偽誇大表示等に該当するおそれのある宣伝等が見受けられる。また、保健機能食品においても、効果効能に係る許可表示や届出表示の内容を逸脱した表示を行っている事例が散見される。このため、消費者庁が平成 28 年６月 30 日付けで公表した「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」について、啓発パンフレット（別添３）等を活用し、健康食品を販売する事業者等に対して周知啓発を図る。

（４）健康食品の安全性及び有効性に関する情報提供

健康食品の適正使用の観点から、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が提供する健康食品の安全性及び有効性に関する情報について、啓発パンフレット（別添４）等を活用し、一般消費者に対して周知啓発を図る。

本件に関する問合せ先
消費者庁表示対策課食品表示対策室
田中、西野
TEL ： 03(3507)8800（代表）
ＨＰ ： http://www.caa.go.jp/

※ 当該通知の別添は添付省略。

別紙

消表対第 1523 号
平成 28 年 11 月 10 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

消費者庁次長

平成 28 年度食品衛生法等の規定に基づく食品等の表示に
係る年末一斉取締りの実施について

食品等の表示に係る監視指導については、日頃から格別の御尽力をいただき、ありがとうございます。

さて、例年のとおり、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に基づき食品衛生の監視指導の強化が求められる年末において、食品等の表示の適正を確保する観点から、全国一斉に標記取締りを実施していただくこととしていますので、下記に御留意の上、別添１の実施要領に基づき御協力をお願いします。

また、実施計画の策定に当たっては、平成 27 年度年末一斉取締り及び平成 28 年度夏期一斉取締りの結果を参考にするとともに、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に定める表示事項（食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成 27 年内閣府令第 11 号）第５条第１項に定める事項に係るものに限る。）が遵守されるよう監視指導をお願いします。

なお、別添１の実施要領は、年末一斉取締りに係る基本事項であることから、監視指導に当たっては、各都道府県等において、都道府県等食品衛生監視指導計画等に基づいて適宜事項を追加するとともに、景品表示法等の他法令に違反しているおそれのある表示を確認した際には、担当部署に情報提供するなど、引き続き適切な連携対応をお願いします。

おって、取りまとめ結果については、公表することとしていますので、御了知ください。

記

１．生鮮食品に係る食品表示基準への移行について

平成 28 年 10 月１日以降に販売される生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。）表示については、食品表示基準に基づく表示へ移行したことに鑑み、横浜市協力により作成した別添４の啓発資料を活用しつつ、生鮮食品の栄養成分等の適性表示に係る監視指導を行うこと。

２．再包装等に係る加工食品の表示について

店舗で行う、仕入れた商品の解凍、小分け・再包装等の行為については、インストア加工に当たらないため、食品表示基準に基づく表示が義務付けられることから、小売店においては表示上の留意をする必要があることに鑑み、別添５の啓発パンフレット等を活用し、食品表示基準の品質事項を担当する関係部局と連携しつつ、小売店等に対して周知啓発を図ること。

３．健康食品の広告その他表示の適正化について

近年、国民の健康志向の高まりから、健康食品が広く普及する中、健康の保持増進の効果等が必ずしも実証されていないにもかかわらず、当該効果等を期待させるような虚偽誇大表示等に該当するおそれのある宣伝等が見受けられる。このため、消費者庁が平成 28 年６月 30 日付けで公表した「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」について、別添６の啓発パンフレット等を活用し、健康食品を販売する事業者等に対して周知啓発を図ること。

また、健康食品の適正使用の観点から、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が提供する健康食品の安全性及び有効性に関する情報について、別添７の啓発パンフレット等を活用し、一般消費者に対して周知啓発を図ること。

以上

消費者庁表示対策課食品表示対策室
担当：田中、西野
電話：03-3507-8800（代表）
FAX：03-3507-9293
e-mail：g.shokuhyotai@caa.go.jp

別添1

生鮮食品に栄養の表示をする場合、決められたルールがあります！

野菜や果物・お肉・お魚 などの
容器包装（パッケージ） に
栄養表示をする場合は、
食品表示法に基づく表示が必要です。

例えば、こんな表示が対象となります↓

「ビタミンCたっぷり」
「食物繊維を含む」
「たんぱく質は体を作る栄養素です。」
「低脂肪」

食物繊維を含む

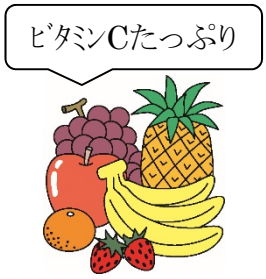

表示方法は？！
裏面をご覧ください

食品表示法は平成27年４月１日に施行され、生鮮食品の表示については、経過措置期間が終了しました。**平成28年10月1日からは新しい基準で表示しなければなりません。**

「栄養表示をしようとする」場合の表示について

容器包装に、以下のA～Dの表示例のような文言等を記載する場合には、**「栄養成分表示」が必要**です。

共通表示事項

【基本５項目】
①熱量　②たんぱく質　③脂質
④炭水化物　⑤食塩相当量
（ナトリウムだけの表記は不可）
を順番に表示する必要があります。

栄養成分表示 ●●当たり	
熱量	○○kcal
たんぱく質	△▲ g
脂質	□□ g
炭水化物	◆◆ g
食塩相当量	★ g
ビタミンC	☆mg
β－カロテン	■mg

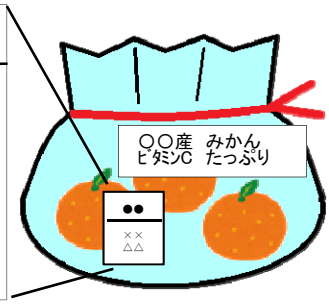

A

プロテイン大豆
たんぱく質は体を作る栄養素です。等（基本５項目に関する文言）

上記の共通表示事項
【基本５項目】を表示する。

B

ビタミンC、食物繊維 等
（基本５項目以外の「食品表示基準に規定する栄養成分」）

【基本５項目】
＋【当該栄養成分】
を枠内に表示する。

※「食品表示基準に規定する栄養成分」一覧

	【ミネラル類】	【ビタミン類】
熱量（ｴﾈﾙｷﾞｰ）	亜鉛	ﾅｲｱｼﾝ
たんぱく質	ｶﾘｳﾑ	ﾊﾟﾝﾄﾃﾝ酸
脂質	ｶﾙｼｳﾑ	ﾋﾞｵﾁﾝ
ー飽和脂肪酸	ｸﾛﾑ	ﾋﾞﾀﾐﾝA
ーn-3系脂肪酸	ｾﾚﾝ	ﾋﾞﾀﾐﾝB_1
ーn-6系脂肪酸	鉄	ﾋﾞﾀﾐﾝB_2
ｺﾚｽﾃﾛｰﾙ	銅	ﾋﾞﾀﾐﾝB_6
炭水化物	ナトリウム※［食塩相当量で表示］	ﾋﾞﾀﾐﾝB_{12}
ー糖質	ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ	ﾋﾞﾀﾐﾝC
ー糖類	ﾏﾝｶﾞﾝ	ﾋﾞﾀﾐﾝD
ー食物繊維	ﾓﾘﾌﾞﾃﾞﾝ	ﾋﾞﾀﾐﾝE
	ﾖｳ素	ﾋﾞﾀﾐﾝK
	ﾘﾝ	葉酸

C

- **高**たんぱく質　・**低**脂肪
- ビタミンC**たっぷり**
- 食物繊維を**含む**　等

（「食品表示基準に規定する栄養成分」）

栄養強調表示に該当する。
【基本５項目】
＋【当該栄養成分※】
を枠内に表示する。

当該栄養成分の含有量が一定の基準以上（又は未満）であることが必要。
※「合理的な推定による表示値の設定」はできません。

【高い旨】…「高」「豊富」「多」「たっぷり」
【含む旨】…「源」「供給」「入り」「添加」
【強調された旨】…「○%強化」「増」

【含まない旨】…「無」「ゼロ」「フリー」
【低い旨】…「低」「控えめ」「少」「ライト」
【低減された旨】…「○%減」「オフ」

D

DHA、オリゴ糖、アミノ酸、β-カロテン 等（「食品表示基準に規定する栄養成分」の種類である栄養成分、構成成分、前駆体等）

【基本５項目】を表示する。
【当該成分】は枠外にするなどして区別して表示することができる。

ポリフェノール、グルコサミン 等
（「食品表示基準に規定する栄養成分」以外の成分）

栄養成分表示をしないことも可能。
【基本５項目】＋【当該成分】（枠外にするなど区別）で表示することもできる。

注意！

◆ビタミンCなどの「食品表示基準に規定する栄養成分」を**強調表示**する場合、栄養成分の量は、食品表示基準で規定された方法によって得なければなりません。
◆栄養成分の量は、一定の値（○ｇ）又は下限値及び上限値（▲ｇ～▽ｇ）による表示が可能です。ただし、強調表示する場合は、下限値及び上限値で示された範囲が、食品表示基準で定める基準値以上又は未満でなければなりません。

根拠法令をホームページ等で**ご確認いただいた上**で、ご不明な点は、消費者庁又はお近くの保健所にお尋ねください。

【問合せ先】消費者庁　・表示制度に関する内容について：食品表示企画課
・表示内容に係る取締りについて：表示対策課食品表示対策室
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1　中央合同庁舎第4号館　電話 03-3507-8800（代）

作成：平成28年11月

別添2

【小売店の皆様へ】

惣菜コーナーで販売する加工食品の表示に注意しましょう！

仕入れた商品を、店舗内で解凍、小分け・再包装する行為は、インストア加工に当たらないため、添加物、アレルゲン、消費期限等のほか、**原材料名、原料原産地名（※）、原産国名（輸入品の場合に限る。）等の表示が必要**です。

【原材料名等の表示が必要な例】

- ○ 仕入れたうなぎ蒲焼を、店舗内で暖めて、小分け・再包装して販売する場合
- ○ 仕入れた塩鮭を、店舗内でカットし、包装して販売する場合
- ○ 仕入れた赤飯を、店舗内で蒸し直し、包装して販売する場合

※22の加工食品群、個別の4品目について表示義務があります（輸入品の場合を除く。）。

冷凍ゆで枝豆

名称：冷凍ゆで枝豆
原材料名：枝豆（大豆）、食塩
内容量：10kg
賞味期限：〇〇〇
保存方法：−15℃以下
原産国名：台湾
輸入者：〇〇〇

表示例

解凍・小分け・包装

パック入りゆで枝豆

名称：ゆで枝豆
原材料名：枝豆（大豆）、食塩
内容量：200g
消費期限：〇〇〇
保存方法：10℃以下
原産国名：台湾
加工者：〇〇〇

【問合せ先】消費者庁 ・表示制度に関する内容について：食品表示企画課
・表示内容に係る取締りについて：表示対策課食品表示対策室
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1　中央合同庁舎第4号館　電話 03-3507-8800（代）

作成：平成28年11月

（参考）消費者庁 食品表示基準Ｑ＆Ａ（抜粋）

【質問】　　インストア加工された食品に、原料原産地表示は必要ですか。
（加工－192）

【答】

インストア加工された食品については、「食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合」とみなし、食品表示基準では原料原産地表示は義務付けられていません。

ただし、仕入れ、解凍、小分け・再包装等の行為については、インストア加工には当たらないため、インストアで行った場合にあっても表示を行う必要があります。例えば、冷凍状態で仕入れたタレ付き肉を、インストアで解凍及び包装して販売する場合、原料原産地表示を含めた加工食品としての表示が必要です。

表示を
良く見て
選んでね

食品表示基準Q&A

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/151224_qa-togo.pdf

別添３

健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について（要約版）

● 景品表示法及び健康増進法による健康食品の虚偽誇大表示等の禁止

健康の保持増進の効果等が必ずしも実証されていないにもかかわらず、当該効果等を期待させるような健康増進法上の虚偽誇大表示や景品表示法上の優良誤認表示（これらを併せて「虚偽誇大表示等」という。）に該当する宣伝等は、禁止の対象となる。なお、これらの法律の規定は、特定の文言や表現等を一律に禁止するものではなく、その適用は、表示全体の訴求内容により判断される。

●「健康食品」の定義

本留意事項では、トクホや機能性表示食品等の保健機能食品を含め、健康増進法に定める健康保持増進効果等を表示して食品として販売に供する物を「健康食品」という。

●「健康保持増進効果等」とは

「健康保持増進効果等」は、健康状態の改善又は維持を目的とした「健康の保持増進の効果」と「内閣府令で定める事項」に分類され、疾病の治療又は予防を目的とする効果、身体の組織機能の増強を主たる目的とする効果、栄養成分の効果、人の身体の美化に資する効果等が該当し、暗示的又は間接的に表現するものも含む。

● 景品表示法及び健康増進法上の「表示」とは

顧客を誘引するための手段として行う広告その他の表示であって、各種広告媒体における表示のみならず、口頭勧誘等も該当する。なお、商品名を広告等において明示しない場合であっても、広告等における説明などによって特定の商品に誘引するような事情が認められるときは、景品表示法及び健康増進法上の「表示」に該当する。

● 規制の対象となる者

景品表示法において規制の対象となるのは、商品・サービスを供給する事業者であるが、健康増進法は「何人も」虚偽誇大表示をしてはならないと定めているため、食品の販売業者等に限定されることなく「食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をする者」であれば、規制の対象となり得る。

●景品表示法及び健康増進法上の「著しく」とは

広告は、通常、ある程度の誇張を含むものであり、一般消費者もある程度の誇張が行われることを通常想定しているため、社会一般に許容される程度の誇張であれば取締りの対象とはせず、「著しく」人を誤認させるなどの「虚偽誇大表示等」を禁止している。例えば、一般消費者が、実際に得られる真の効果が広告その他の表示に書かれたとおりではないことを知っていれば、その食品に誘引されることは通常ないと判断される場合は、「著しく」に該当する。

● 不実証広告規制における「合理的な根拠」の判断基準とは

合理的な根拠資料を示すことができない効果・性能の広告その他の表示は、景品表示法第７条第２項の規定に基づき優良誤認表示とみなされる。この規制の適用についての考え方は、「不当景品類及び不当表示防止法第７条第２項の運用指針−不実証広告規制に関する指針−」に示されており、表示の裏付けとなる資料に関する「合理的な根拠」の判断基準は、次のとおりである。

① 提出資料が客観的に実証された内容のものである

② 表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応している

● 痩身効果についての広告例（本留意事項詳細版から抜粋）

この広告例は、表示内容全体から、あたかも、この健康食品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、短期間で容易に著しい痩身効果が得られるかのように表示しているものといえる。しかし、実際には、消費エネルギーが摂取エネルギーを上回らない限り、人は痩せないのであって、特定の健康食品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、短期間で容易に著しい痩身効果が得られることはないのであるから、この広告例は虚偽誇大表示等に当たるおそれがある。

① ブヨブヨお腹が、たったの1粒で・・・！

管理栄養士が発見！⑥飲むだけでドンドン落ちる！

② 多くのお客様からご支持をいただきました。

2014年○○ショッピング♪ 年間ランキング ダイエット部門１位
2015年□□ストア 上期ランキング ダイエット部門１位
デイリーランキングでも、１位常連
TV・雑誌等のメディア紹介実績多数あり
あのモデルや芸能人も愛用者！

ダイエットサプリメント部門 3年連続売上げ No.1！
当社調べ ※当社が販売するダイエットサプリメント

ブヨブヨお腹とは、もうさようなら！

ラーメン、ピザ、ハンバーグ…。

③ 脂っこいものが大好きで、いつも食べ過ぎちゃう。お腹のブヨブヨも気になるんだけど、やっぱり美味しいものが食べたい！

④ そんなあなたに強い味方！食事制限したくない方、運動も苦手という方必見です！

食生活が乱れた貴方もスッキリを目指せる！

仕事柄、遅くにご飯を食べることも多いのですが、食事くらいはせめて好きな物をと思い、脂っこいものばかり食べていました。

ある時、会社の健康診断でメタボと言われ、このままじゃダメだと思い一念発起。

⑤ でも、運動は苦手だし、食事制限も長続きせず…。あきらめていたところ、手にしたチラシに、「ブヨブヨお腹がたった1粒で・・・！」のフレーズが。

サプリメントなんて効かないと思っていたのですが、このサプリメントを飲み始めてからは、食事のカロリーを気にすることなく、好きな物を食べながらスッキリを目指せるので、もう手離すことができませんね（笑）

1日1粒、食後に飲むだけで、すぐに変化が！

⑦ まず驚いたのは、普段の食生活や生活習慣を変えずに、たった1粒飲むだけで、スグに体型に変化が出てきたこと。やっぱり40歳を過ぎると、努力しても中々体型が戻らなくて…。色々試してみたけれど、すぐに結果が出ないから、どれも長続きはしないし。

⑧ 成功者続々！！ 余分なブヨブヨは１ｇたって残さない！

	Before	After
体脂肪	31.4%	26.1%
ウエスト	75.5cm	57.8cm
ヒップ	93.4cm	83.7cm
太もも	53.4cm	44.7cm
体重	62.9kg	48.3kg

念願の40kg台！人生を変える驚きの効果！

1日1粒、食後に飲むだけで、手軽で無理なく続けられるのもポイントです。飲み始めてから、心も身体も軽くなって、仕事にも集中できるようになり、自分に『自信』が持てるようになりました。

最初は半信半疑だったのですが、飲み始めてすぐに効果が！こんなに簡単にスリムになれるなんて！もっと早く利用すれば良かったです。

⑨ （○○さん（45歳）の話※）

驚きの変化の秘密は、天然酵母による「燃焼力」

酵母には糖質を分解する力、燃焼力を高める働きがあることが分かりました。

「ぶよぶよフィーバー」には、酵母の中でも、特に燃焼力に優れた『天然』酵母のみを使用。独自の製法により、燃焼力を維持したまま配合することに成功しました。

品質にこだわった天然酵母だからこそ、短期間で驚きの変化を実感することができます。

⑩ メタボに由来する生活習慣病の前に対策を！

血中脂質・血圧を上昇させて、メタボリックシンドロームを起こします。一つひとつの上昇は小さくても、これらが積み重なると危険信号。生活習慣病の原因となります。

この生活習慣病には、糖尿病・動脈硬化・高血圧症・脳血管障害など、どれも怖い病気ばかり。

内臓脂肪が増えると血糖・だから病気になる前にしっかりと対策することが大切なんです。

⑪ ※個人の感想であり、効果には個人差があります。

1日20円の簡単習慣。30日全額返金保証付き

⑫ 今なら、初回ご注文の方に限り、通常価格6,000円のところ、3,000円でご提供します！「1日たった20円で、誰でも驚きの効果を実感することができるんです。しかも全額返金保証付きだから安心！

こんな機会は滅多にありません！この機会に是非お試しください。

30日間全額返金保証 ⑬

ぶよぶよフィーバー（30粒入り）
初回ご注文の方に限り
通常価格 6,000円（税込） ▶ 3,000円（税込） 送料無料

お申込みはお電話かハガキ・FAXで！
0120-○○-△△△△（24時間受付）
FAX 03-1234-△△△△（24時間受付）

ハガキ・FAXの場合は【申込番号】【個数】【名前（フリガナ）】【郵便番号】【住所】【電話番号】【生年月日】を御記入ください。

お腹1粒 検索

株式会社○×△フード
〒100-○○○○ 東京都千代田区□□町１丁目１番地１号

申込番号 9▲7

●お支払/コンビに後払い●送料・支払手数料/無料●お届け/お申込後1週間程度●全額返金保証/商品到着30日以内のお電話に限ります。返品の場合の返送料・返金手数料はお客様負担。

※ 本留意事項の詳細版は、消費者庁ウェブサイトで公表しています。

消費者庁 健康食品 留意事項

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_9.pdf

【問合せ先】消費者庁表示対策課食品表示対策室
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館
電話03-3507-8800（代表）

（平成28年11月作成）

健康食品に関する信頼できる情報源の提供について

別添4

消費者庁

消費者庁では、健康食品の安全性や有効性について、消費者の方々に向けた情報提供の充実を図るための「セカンドオピニオン事業」に取り組んでいます。

セカンドオピニオン事業とは？

広告宣伝されている健康食品の有効成分について、医学や薬学など複数の専門家に科学的見地から有効性等の評価を依頼し、その情報を不当表示の取締りや、「健康食品」の安全性・有効性情報の素材情報データベースを介した消費者の方々への情報提供に活用していく事業です。

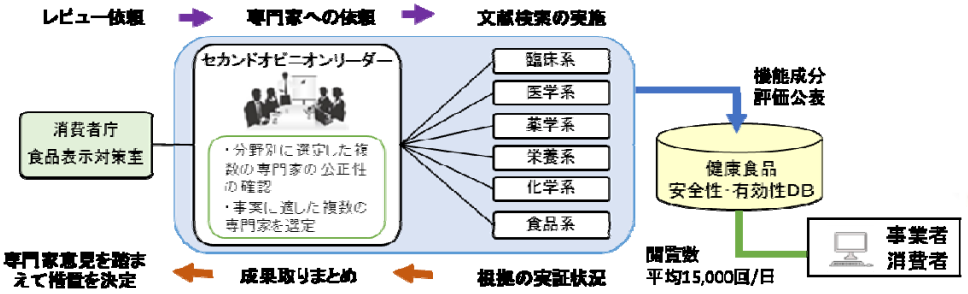

信頼できる情報源として、国立健康・栄養研究所の「健康食品」の安全性・有効性に関する素材情報データベースを御活用ください！

国立健康・栄養研究所　素材情報データベース

https://hfnet.nih.go.jp/contents/indiv.html

【問合せ先】消費者庁表示対策課食品表示対策室
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館
電話03-3507-8800（代表）

（平成28年11月作成）

国立健康・栄養研究所

「健康食品」の安全性・有効性情報

Information system on safety and effectiveness for health foods

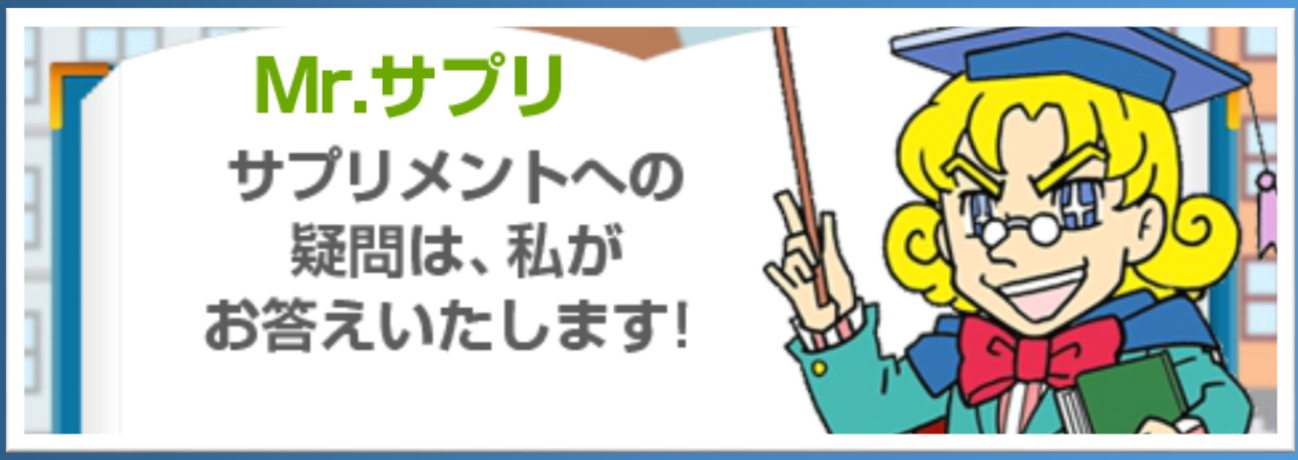

- 最新ニュース
- 基礎知識
- 被害関連情報
- 話題の食品・成分
- 素材情報データベース

国立健康・栄養研究所　健康食品

https://hfnet.nih.go.jp/

【問合せ先】国立研究開発法人　医薬基盤・健康・栄養研究所
〒162-8636　東京都新宿区戸山1-23-1　電話 03-3203-5721